

13. 鋼船規則 D 編及び内陸水路航行船規則における改正点の解説 (シリンダヘッド等に対する UT)

1. はじめに

2024 年 6 月 27 日付一部改正により改正されている鋼船規則 D 編及び内陸水路航行船規則中、シリンダヘッド等に対する UT に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は 2024 年 7 月 1 日以降に承認申込みのあったディーゼル機関に適用されている。

2. 改正の背景

IACS 統一規則 M72 において、往復動内燃機関の主要部品に対する非破壊試験、水圧試験、寸法・外観検査等の要件を規定しており、本会は当該要件を関連規則に取り入れている。

この内の非破壊試験について、超音波探傷器の探触子の大きさに対してシリンダヘッド等の完成品は

複雑な形状となるため、非破壊試験の実施が困難な場合がある。そのような場合、部品の完成前の製造過程における適切な段階で非破壊試験を実施することを認めることが合意され、IACS 統一規則 M72(Rev.3) が 2023 年 4 月に採択された。

このため、IACS 統一規則 M72(Rev.3)に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

鋼船規則 D 編表 D2.2 及び内陸水路航行船規則 7 編表 7.2.2

往復動内燃機関の主要部品の内、シリンダヘッド等の完成品において非破壊試験が実施困難な場合、部品の完成前の製造過程における適切な段階で非破壊試験を実施することで差し支えない旨規定した。